

東京高等裁判所令和8年（ラク）第232号

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 松本洋平

特別抗告主張書面(2)

令和8年4月30日

最高裁判所 御中

抗告人代理人弁護士	福本修也
同	中山達樹
同	堀川敦
同	山地博貴

本主張書面では、①特別抗告理由書の「第2」及び「第4」で論じた内容に関連し、本件で適用される「厳格な審査基準」に関する憲法学的考察の深化及び原決定の違憲、②解散命令により抗告人及び信者らが被る自由制限など人権被害の実情について補充主張を行う。

目 次

第 1	原決定が厳格な審査基準に照らして違憲であること	4
1	本件に厳格な審査基準が適用される理由	4
(1)	中途半端な判例理論	4
(2)	法人格取得権は憲法 20 条 1 項、21 条 1 項で保障される権利である	7
2	原決定は厳格な審査基準に照らして違憲	7
(1)	本件に厳格な審査基準を適用するに際して取るべき判断姿勢	8
(2)	法令に違反	8
(3)	著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為	8
第 2	解散命令が及ぼす深刻な人権侵害	16
1	総説	16
2	原決定による人権被害の深刻化	16
(1)	抗告人の人権制約	16
(2)	職員・家族の人権侵害	17
(3)	現役信者の人権制約及び人権侵害	18
ア	宗教活動の自由の制約	18
イ	精神的苦痛・心身障害	20
ウ	暴力及び社会的迫害・差別・排除の被害	21
エ	子供世代への悪影響	23
3	解散命令により抗告人及び信者らが被る甚大な人権侵害被害を上回る 守るべき利益が存在するのか（原決定が抱える重大な矛盾）	25
(1)	「やむにやまれぬ（重大な）公益」は存在しない	25
(2)	誰のための解散命令なのか	27
ア	本件利益衡量の両天秤に乗る利益の享有主体は誰なのか	27
イ	マインド・コントロール論の罨	28

ウ	矩を躓えた国家権力の介入	33
	(7) 宗教的回心及びディプロマリングと献金問題	33
	(イ) 宗教の本質及び宗教と国家の関係性	35
エ	総括	37

第1 原決定が厳格な審査基準に照らして違憲であること

1 本件に厳格な審査基準が適用される理由

(1) 中途半端な判例理論

原決定（160頁～166頁）を見る限り、精神的自由に対する制約場面で妥当する**厳格な審査基準**が本件に適用されること自体は認めているようであるが、憲法論として中途半端であることは否めない。

原決定が依拠する「オウム真理教解散命令事件」に係る平成8年1月30日最高裁決定（以下、「平成8年最高裁決定」という。）は、

「(宗教法人) 法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(同条一項一号)や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為(同項二号前段)があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合(同項二号後段、三号から五号まで)には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令(商法五八条)と同趣旨のものであると解される。」(中略)

「法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない。」(中略)

「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでも

ない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。」(中略)

「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。」

としながら、

もともと、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ(法四九条二項、五一条)、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから(法五〇条参照)、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。このように、宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。

と述べた上で、

原告人の右のような行為に対処するには、原告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。したがって、本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、原告

人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるということができる。

とした。

同事件を担当した近藤崇晴調査官は、

そこで、信教の自由の限界の判断基準をどこに求めるかが問題となる。表現の自由（憲法21条）を制限することの可否については、昭和50年代以降の最高裁大法廷判決においては、いわゆる利益衡量論が中心的な判断基準になっている。利益衡量論によれば、対立する利益を比較較量した上、その制限が必要で合理的なものであるかどうかを判断することになる。表現の自由についてだけでなく、信教の自由の制限についても、基本的には同様の判断基準が妥当するであろう。また、憲法の保障する精神的自由に対する規制はより制限的でない他の選び得る手段が利用できないときに限って許されるとするいわゆる「LRAの原則」（『より制限的でない他の選び得る手段』）を意識しているものと思われる判例もある。

（中略）

本決定が結論を導くのに考慮した右の要素を見れば、当該法的規制によって達成しようとする目的の必要性・合理性と当該法的規制によって宗教上の行為に生ずる支障の程度との比較較量、より制限的でない他に選び得る手段の有無（LRAの原則）、規制手続の適正の確保等が、憲法適合性の判断基準として念頭に置かれていることは明らかであろう。

と解説し（最高裁判所判例解説民事篇平成8年度（上）81頁～82頁）、平成8年最高裁決定が、宗教法人解散命令が信教の自由に対する事実上の制限効果を有することを考慮し、厳格な審査基準を採用し

たものであることを確認している（そのため、原決定も同審査基準を採用したものと推察される。）。ただし、同最高裁決定は、「宗教法人解散命令は信教の自由に対する直接的制約でない」という前提に立つため、**憲法論としては中途半端である**と言わざるを得ず、実際、そのことが原決定に悪影響を与えたことが明らかに見て取れる（後記2(2)・(3)参照）。

(2) 法人格取得権は憲法20条1項、21条1項で保障される権利である

特別抗告理由書「第2」で述べた通り、**法人格取得権は宗教結社の自由（憲法20条1項、21条1項）により保障される権利であり、法人格をみだりに剥奪されない権利（法人格維持権）も当然に包含し、宗教法人解散命令は同権利に対する直接的制約に外ならず、その制約に対しては厳格な審査基準が適用される。**法人格取得権に関する憲法学上の論考については、石埼学龍谷大学教授の意見書（資料18）で詳しく論じられているところであるが、近年の各種法人制度整備を支える立法事実・社会的背景、1990年代以降活発になった憲法・行政法・民法各法学界における学説の趨勢及び近代立憲主義憲法下にある欧米諸国で定着する国際的スタンダード（資料7の1、2：W・コール・ダーラム・ジュニア『宗教団体の法的地位－比較法的概観－』参照）に鑑みれば、ひとり我が国だけが「法人格は国家が団体に与える立法政策上の恩恵であって、結社の自由とは無関係」とする旧態依然たる立場に固執し続けることは、もはや許容される状況にない。30年前の昔に出された平成8年最高裁決定の古い考え方は既に時代遅れとなっており、当審において大胆にこれを変更すべき時に来ているというべきである。

2 原決定は厳格な審査基準に照らして違憲

(1) 本件に厳格な審査基準を適用するに際して取るべき判断姿勢

憲法論として中途半端な立場を取った平成8年最高裁決定においても、「宗教上の行為の自由は、もとより最大限に尊重すべきものであるが、・・・」と言っている通り、信教の自由は最上位に位置する優越的人権である。宗教法人解散命令が宗教結社の自由に含まれる法人格取得権に対する直接的制約であり、かつ、宗教団体及び信者の宗教活動の自由に対する事実上の支障も伴うものである以上、法令の解釈・適用及び解散命令の可否判断に際しては、優越的人権保護の観点から極めて厳格な審査と判断が求められる。

(2) 法令に違反

特別抗告理由書「第1」及び「第2」で指摘した通り、『法令』とは法律、命令等の実定法規である」という定義に異論の余地はなく、「法規範」には「実定法規」と「不文の秩序（公序良俗、社会的相当性）」があり、後者に違反したに過ぎない不法行為をも「法令に違反」とするのは明らかに文理に反する。にもかかわらず、「不法行為を構成する行為が（宗教法人）法81条1項1号にいう『法令に違反』する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。」とした令和7年3月3日最高裁決定は、違憲である。憲法に適合するよう厳格な法令解釈が要請される優越的人権制約の場面において、「文理に反するものではない」という後ろ向きで消極的な解釈によって規制範囲を不当に拡大すること（拡大解釈）は、憲法上およそ許されない。同決定の上記解釈は憲法適合解釈とは真逆の方向を向いているものであるが、憲法論として中途半端な平成8年最高裁決定の影響が同解釈に暗い陰を落としていることは明らかである。

(3) 著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為

宗教法人法81条1項1号のもう一つの要件である「著しく公共の

福祉を害すると明らかに認められる行為」にいう「公共の福祉」について、石埼教授は次のように指摘する（資料18：19頁～20頁）。

憲法12条、13条等で用いられている「公共の福祉」という文言は極めて抽象的であるが、憲法学説では、その内容を比較考量論によって確定するというアプローチが今なおメインストリームである。すなわち人権を「制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較し、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる」との考えである。宗教法人法81条1項1号の「公共の福祉」もこれと同義と解される。そうすると、解散命令によって宗教団体から法人格を剥奪する利益は、その法人格取得権という憲法上の権利（それも精神的自由権！）である以上、それが認められるためには、それを制限する場合にもたらされる利益は、その価値よりも高くなくてはならない。

上記は、「公共の福祉」を人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的衡平原理と捉える考え方（一元的内在的制約説）に忠実な解釈であり、判例もこの考え方を早くから採用して利益衡量論をもって違憲性審査基準として伝統的に用いてきたところである（前掲最高裁判例解説参照）。また、『逐条解説宗教法人法（第4次改訂版）』379頁も、「公共の福祉」について「その意味内容については憲法と同様に解される」としている。ところが、原決定（158頁）は、法81条1項1号を本件に適用するに当たり、「公共の福祉」を「一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持するという公共の利益」と独自に読み替え、「公共の福祉」が「公共の利益」と同義であると解釈しているようである。かかる解釈自体が誤りであり、「公共の福祉」が人権相互の矛盾・衝突調整の実質的衡

平原理であること、すなわち、規制により守ろうとする人権とそれにより制約される他者の人権との比較衡量という視点が欠落していると言わねばならない（このことが原決定の論旨に影響を及ぼしていることについては後記）。

同教授は、上記解釈を前提に、次のように論を展開する（資料18：20頁～21頁）。

はたして、民法709条の不法行為を構成する行為によってもたらされる害悪といえども、人の生命や人身の自由とは直接関わらない経済的な利益を侵害の防止をもって、憲法上の宗教法人の法人格取得権を制限しないことによってもたらされる利益よりも価値が高いと評価できるであろうか。前者は、損害賠償請求によって回復可能な利益である。それに対して後者は、X—Yで述べたとおり、宗教団体をして、法的な面でも実際上の面でも活動することに必要不可欠な利益である。

かつ、宗教法人法81条1項1号には「著しく」との文言がある。他者の経済的利益を「著しく」侵害する経済上の不法行為とは何であろうか。それに該当するのは、他者の生活の基盤を根底から奪い、事後の損害賠償請求では容易に回復しがたいような経済的利益の侵害といった例外的な場合に限られるであろう。

ともあれ、不法行為といっても他者の生命・身体にかかわるものから他者の経済的利益にかかわるものまで千差万別である。「法令に違反」する行為に民法709条の不法行為を構成する行為を含めるのであれば、その防止が憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権の制約を正当化するだけの価値を持つものでなければならない。

かつ、解散命令が認められるのは、宗教法人の行為が公共の福

祉を著しく害することが「明らか」な場合に限られる。この「明らか」という文言も憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権を制約する立法におけるものである以上、極めて限定的に解釈しなければならない。当該宗教法人が公共の福祉を著しく害する「可能性がある」といった漠然とした危険で「明らか」とであると解釈してはならず、またその危険が現在するもので、他の手段によっては防止できないようなものでなければならない。泉佐野市民会館事件判決（最判平成7年3月7日、民集49巻3号687頁）が地方自治法244条2項の「正当な理由」を具体化した「公の秩序をみだすおそれがある場合」との泉佐野市「市民会館条例」7条の文言を限定解釈し、同条の意味を「本国会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険」の回避・防止であり、さらにそうした「危険な事態が生ずる蓋然性があるというだけではたりず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」としたことが参考になるであろう。成田新法事件判決（最判平成4年7月1日、民集46巻5号1425頁）が、いわゆる「成田新法」（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号））が「暴力主義的破壊活動者」を「暴力主義的破壊活動等を行い、又は行うおそれがあると認められる者」と定義した（同法2条2項）のを「暴力主義的破壊活動を現に行っている者又はこれを行う蓋然性の高い者」と限定解釈したことも参考になるであろう。

なお、特別抗告人に対する所轄庁の宗教法人法上の質問権行使、また解散命令請求を行うことを求める議論が「有力に主張されている」とした上で、「問題のある宗教法人が一部に存在し、それに

対処する必要があることには疑いがない。しかし、だからといって、宗教法人の活動を包括的に規制・監督する権限を所轄庁に認めることは適当ではなく、宗教活動を規制する行政機関の権限は、問題ごとに個別的に正当化する必要があるだろう。法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）が定める寄附勧誘規制は、まさにそのような個別的な規制の例として位置づけることができる」との指摘が憲法学界からなされていることにも留意されたい。前記の宗教法人法81条1項1号の「公共の福祉を著しく害する」ことが「明らか」とは、この不当勧誘防止法等による取り締まりでもってしても防止しがたいような重大な害悪の発生が現在していることと解釈すべきである。

上記は、法81条1項1号の解釈に当たって、基本となる利益衡量論及び米国連邦最高裁判例から導入された違憲審査基準論に基づき優越的人権制約場面における憲法適合解釈（合憲限定解釈）を行うべきことを指摘するものである（新井誠ほか『憲法Ⅱ人権（第2版）』14頁～15頁）。

そして、石埼教授は次のように論じて原決定を批判する（資料18：22頁～24頁）。

まず原決定は、宗教法人法81条1項1号の「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」との文言の憲法の趣旨に即した限定解釈が必要であったにもかかわらず、それを行わず、特別抗告人の目的、不相当献金勧誘行為等の態様の悪質性および結果の重大性該当性を安易に認めている。その際、「信者らが不相当献金等勧誘行為等を行うこと」を特別抗告人が「未必的に容認」したとか、「信者らによる不相当献金勧誘行為が継続することを容易に認識することが可能であるにもかかわらずその防止のために

十分な措置を執ら」なかったなどとして、未必的な故意や不作為をもって、信者らの行為を安易に宗教法人たる特別抗告人の行為と見なし（156頁）、不相当献金勧誘行為の対象者の「自由な意思を制限し、献金等行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた」（156－157頁）などと何の説明もなく認定してその態様の悪質性を認め、財産上の損害および慰謝料に相当する精神的苦痛について和解金の額を算入するなどして「結果は重大」（157頁）などとしている。憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権を剥奪する法令の解釈として、これは極めて不適切である。なぜなら法律の文言がしているであろう利益考量を考慮することなく、特別抗告人にとって不利な事情だけを一方のはかりにかけているからである。

この点で、原決定は、宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利を考慮せず、憲法の解釈を誤り（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）75条）、その結果、宗教法人法81条1項1号の解釈を誤ったものと評価できる。

つぎに原決定は、特別抗告人の宗教法人法81条1項1号該当性を認めた上で、不相当献金等勧誘行為等によって侵害された利益は「私益」にすぎないとする特別抗告人（原決定では抗告人）の主張を退けるにあたって特別抗告人によって損なわれたのは「一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持するという公共の利益」と「みるべき」（158頁）と、その利益の侵害の現在性などを問うことなく、はかりの一方にのせる利益を唐突に誇大視し、特別抗告人の宗教法人法81条1項1号該当性を認めてしまっている。そしてその際に、はかりのもう一方にのせるべき利益すなわち宗教団体の法人

格取得権という憲法上の権利を一顧だにしていない。しかも、いわゆるコンプライアンス宣言後の不相当献金勧誘行為の「件数や被害額は必ずしも明らかではない」としたり、同宣言後も「不相当献金等勧誘行為の件数や被害額」は「それまでも同水準で推移したものと推認するのが合理的」（159頁）などと「著しく公共の福祉を害する」行為が現在も特別抗告人によってなされていることが「明らか」とは到底評価できていないにもかかわらず、特別抗告人の宗教法人法81条1項1号該当性を安易に認めている。ここでも、原決定は、憲法上要請される利益考量をしないという憲法解釈の誤りを犯している。

さらに特別抗告人を解散する必要性について、原決定は、特別抗告人の信者らが安倍晋三元総理大臣の銃撃事件後に行った「不相当献金等勧誘行為等が問題となった民事訴訟等の存在は、証拠上明らかではない」としつつ、現在もなお特別抗告人の信者らによって「不相当献金勧誘行為が行われるおそれがある」としている（162頁）。ここでも危険が現在し、他の手段ではその危険が防止しがたいことの論証がなく、「証拠上明らかではない」「おそれ」によって特別抗告人の宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利の剥奪を安易に認めてしまっており、憲法の解釈を誤ったと言わざるをえない。

以上のように原決定が幾重にも憲法および宗教法人法の解釈を誤った究極の原因は、憲法20条1項が宗教団体の法人格取得権を保障していることを理解せずに「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調

えることは妨げられるわけではない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」(161頁)としたところにある。すなわち、利益考量のはかりの一方に乘せるべき憲法上の権利を否定し、はかりのそちら側の皿には何ものも乗せず、憲法上の権利の対抗利益の側の皿にだけ重みを惜しげも無く乗せていったのである。つまりなすべき利益考量をしなかったのである。このように憲法解釈を根本的に誤った原決定は破棄されるべきである。

石埼教授は、原決定が行った対抗利益の検討を欠く一面的判断を厳しく批判するが、原決定文を読んでも、質的・価値的に異なるはずの「精神的自由」と「経済的自由」が利益衡量の天秤に掛けられていることを意識した形跡はない。しかし、違憲審査基準論の本質は人権の性質によってその保護に差を設けるところにあり、原決定は「利益衡量の何たるか」「違憲審査基準の何たるか」を理解していないか、知りながら無視したとしか考えられない。

また、同教授は、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」の文言について憲法の趣旨に即した憲法適合解釈(前掲『泉佐野市民会館事件判決』や『成田新法事件判決』が行ったような合憲限定解釈)を行う必要があったにもかかわらず、原決定が、「証拠上明らかではない」としながら、現在も原告人の信者らによって「不相当献金勧誘行為が行われるおそれがある」と安易に推認し、危険が現在し他の手段ではその危険が防止しがたいことについて何らの論証もなく、「証拠上明らかではない」「おそれ」を理由に宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利の剥奪を安易に認めたことを批判する。すなわち、原決定が、信教の自由を保護するために「著しく」「明らかに認められる」という厳格な要件を規定した法の趣旨に背き、安易な事実

の推認と判断をもって同要件を著しく緩和して抗告人に適用したことの違憲性（適用違憲）を指摘しているのである。

原決定がこれら憲法上の誤りを犯した原因を考察するに、同教授が指摘するように、憲法論として中途半端な平成8年最高裁決定の立場が悪影響を及ぼしていることは明らかであろう。「宗教法人解散命令は信教の自由に対する直接的制約でない」という前提が念頭にあるため、表向きは厳格な審査基準を採用したと見せながら、実際の適用場面ではこれを蔑ろにし、抗告人や信者らの人権を酷く粗略に扱っているのである（特別抗告理由書33頁～40頁参照）。やはり、平成8年最高裁決定は変更されなければならない。

第2 解散命令が及ぼす深刻な人権侵害

1 総説

前記第1で指摘した本件における利益衡量の一方の対抗利益である抗告人の宗教活動の自由制約、抗告人の信者らが被っている信教の自由制約その他の人権侵害について論ずる。安倍晋三元首相暗殺事件後に抗告人叩きの報道が過熱し、抗告人に対する解散命令請求が行われたことで、抗告人の信者らが公権力、地域社会、職場及び学校において受けて来た社会的差別、迫害、不利益処分など深刻な人権侵害の実態については、大量の証拠（乙〇、乙K、乙E）と併せ、抗告人主張書面(10)及び抗告人最終主張書面(1)で詳論した。次項では、主に原決定後にこれら人権侵害が更に深刻化した実態について述べる。

2 原決定による人権被害の深刻化

(1) 抗告人の人権制約

原決定当日、直ちに抗告人に対する清算手続が開始された。抗告人は、現預金、動産、不動産など全財産を剥奪され（財産権剥奪）、宗教活動を行うための物理的基盤を失った。全ての教会施設は清算人の

管理下に入り、職員及び信者は直ちに教会施設からの退去を求められ、以後立入りを禁じられ、教会施設での儀式、礼拝、祈祷会その他一切の宗教活動ができなくなった。職員は職員として宗教活動を行うことを禁じられて自宅待機を命じられ、一部の職員を除き本年5月20日をもって解雇する旨の通知を受けた（資料25）。信者らの神霊指導に携わる職員（牧会者）は全員が解雇の対象となっているが、財政的基盤のない任意団体として彼らを雇用して抱えることは不可能な状況にある。このように、抗告人は人的にも物的にも宗教団体として宗教活動することがほとんどできない状況にある（宗教活動の自由の制約）。

このように、宗教団体が法人格を失うということは、宗教団体の信教の自由及び財産権に致命的な打撃を及ぼすのであり、法人格取得・維持権は宗教結社の自由に含まれる憲法上の人権であると位置づけるのが現実に則しているのは明らかであろう。

(2) 職員・家族の人権侵害

抗告人においては、安倍元首相暗殺事件以降の収入減少などの影響で早期退職者を募り、これに応じた331名の職員が令和8年3月10日付で退職したが（別途定年退職者を除く）、清算人により同年5月20日付けで新たに約900名の職員が解雇されることになった。今回、清算業務のために残された一部職員についても、順次全員解雇される運命にある。

原決定以前から、抗告人の職員の経歴あるいは抗告人の信仰を持っているというだけで一般の就職が困難であった事情があったが、原決定により**反社のレッテル**を貼られてしまったことで、再就職はますます困難になることは明らかである（資料26：7頁、資料28の2、23）。抗告人の退職金規定が定める退職金支給水準は他の団体企業

に比して著しく低く、令和6年12月25日付けで割増退職一時金の規定を設けていたところ、清算人はこれに疑義を挟んで同割増部分の支給を留保してきたことから（資料25）、解雇される職員及び家族の生活は益々もって厳しい状況に追い込まれることになった。解雇職員の中には、夫婦共に同時に失業し、生まれたばかりの幼い子供を抱え、生活困窮によって路頭に迷う家庭も出てきている（資料28の24、25）。このように、原決定は、**抗告人職員及び家族の生存権及び教育を受ける権利をも脅かす重大な結果をもたらしている**のである。

(3) 現役信者の人権制約及び人権侵害

原決定により現役信者らが受ける人権制約及び人権侵害は甚大である（資料26～資料28）。

ア 宗教活動の自由の制約

上記の通り、全ての抗告人教会施設は清算人の管理下に入り、教会施設での儀式、礼拝、祈祷会その他一切の宗教活動ができなくなった。そのため、信者らは、毎週末の礼拝や日々持たれる祈祷会は勿論、祝福結婚及び葬儀などの儀式を行うことも困難な状況になっている。宗教儀式に用いる特殊な礼物（動産）も清算人から引渡しを拒否され（資料28の8、11）、結婚・葬儀という人生の重要な節目を自らの信じる宗教儀式をもって迎えることに支障が生じている現状は、極めて深刻である（資料26：3頁～4頁）。原決定後に調べた信者アンケートの回答（資料26：2頁）を見ても、「教会の建物を礼拝に使用できなくなった」（100%）、「教会で礼拝や祈祷を捧げられなくなったことへのショック」（87.3%）、「行われる予定だったイベント等ができなくなった」（59.7%）、「葬式（聖和式）が行えない、今後行えるのか分からないため困ってい

る」(30.5%)、「結婚式(合同祝福式)を挙行できるのかわからず不安を感じる」(26.1%)という礼拝、儀式ができないことの不自由と不安を訴える声が非常に多いことが確認されている。

下記に、資料28の25の聴取報告の記述(1頁～2頁)を引用する。

高裁判決以前には、教会に行って、約80人の若者と一緒に、日曜日には礼拝を捧げたり、●●氏が説教を行うなど、継続的な宗教活動及び交流の場が確保されていた。教会での礼拝や祈禱は、特別な意味があった。●●氏自身も、それにより「心が浄化される」と感じ、参加する青年信徒らにとっても同様だったと述べている。

宗教活動について、YouTubeを見て牧師の説教を聞けば良い、家で礼拝も祈禱も出来るという人がいる。しかし、「教会で」直接体験できる礼拝や祈禱は、YouTubeや家で行う礼拝と、本質的に全く違う。

牧師の御言葉(説教)を、「生で」聞くこと、同一の場で共同して祈禱をすること、その神聖さや一体感は何物にも代えがたいと感じる。宗教を信じていない人には理解しがたいかもしれないが、少なくとも信徒にとってはそのような感覚をもってしていると裁判官には知ってもらいたい。

上記アンケートの回答(資料26:5頁～6頁)にも、「教会に入れないことがこんなにも悲しいのかと、そのことを考える度に涙が出ます」(20代・女性)、「教会は居場所であり、家のような場所です。そこが奪われたような感覚でとてもショックを受けています」

(10代・男性)、「思い出が詰まった第二の実家のようなものを奪われるような、津波で故郷を失ったときと同じような喪失感だっ

た」(50代・男性)、「解散後、またたく間に清算人の方が入れられ、教会には入れなくなったと聞き、大きな悲しみ、悔しさを感じました。その夜は一晩中涙が止まらず、翌日も仕事をしながらも、気を抜けば涙があふれそうで、唇を噛み締めながらぐっと我慢しました」(40代・女性)とあるように、信者らにとって教会(施設)というのは単なる建物ではなく、「公園、公民館、貸部屋で代替すれば足りる」(実際はそれすらも困難なのが現実)というようなものではないのである。古来、宗教は必ず集団・団体を形成し、人々が集まって儀式、礼拝、祈祷、さらには生活までも共にすることで互いに刺激し合って信仰心を高め合い、神霊的な力を得てきた。宗教にとって、人々が集まることは極めて重要であり、他者に気兼ねすることなく何時でも集まることができ、そこに行けば心を許せる信仰の友がいる安寧の場所を奪われることは、(無辜の)信者個々人が被る致命的な打撃であり、人権侵害以外の何ものでもない。

裁判所は「宗教法人解散命令は信者の信仰の自由を何ら制約するものではない」と事ある毎に強調するが、現実から乖離した空論である。基本的人権を保障する憲法は、保障される人権の法的制約と事実上の制約とを区別していない。

イ 精神的苦痛・心身障害

ほぼ全ての信者は、原決定によって自らの信仰自体を否定された気持ちになったり、教会を失って礼拝や祈祷を捧げられなくなったことで多大な精神的苦痛を受けている。その中には、自殺未遂に至ったり自殺念慮を持った者も相当数に上るほか(資料26:3頁、41名/2514名)、ショックの余り精神的疾患や身体の不調を訴える者も多数出てきている(資料28の1~4, 7, 9, 10, 15, 21, 27, 30)。これらの問題は、安倍元首相暗殺事件

を受けた抗告人叩きの報道及び解散命令請求がなされてより既に発生していたことであるが、抗告人解散と教会喪失という現実を前に、今後、事態の悪化が進むことは明らかである。

ウ 暴力及び社会的迫害・差別・排除の被害

原決定が信者に及ぼす悪影響は、上記信仰の自由、精神的苦痛等だけでは済まない。家族、親族、知人、友人、学校、職場、地域社会、公権力から受ける現実の迫害・差別・排除の事例が加速度的に増加・悪化しているのである（資料26：6頁～7頁）。

上記アンケートの回答では、「大学の講義でキリスト教牧師の方がゲストだった際に、講義のテーマがカルト宗教についてで、家庭連合も取り上げられ批判されました。講義を聞いている中に信徒がいる可能性を全く考えていないんだなと思いました。」（20代・女性）、「カミングアウトしていた親友から『お前統一教会だろ。今まで騙してたの絶対にゆるさねえからな。』と言われ、学校では無視され、人間不信になって1人で外に出るのが怖く、学校に一時期は行けなかったし、誰かに殺されるかもしれないと思いながら生活していました。大学の一斉メールでは、カルトや宗教勧誘はやめてくださいというメールが来て、今まで事件前はそんなメールが来たことはなかったし、友人に無視される前までもなかったのも、自分の信仰が本当に否定されたように感じました。」（20代・女性）、
「大学の授業で教授から家庭連合の批判をされたりするなかで、生きづらさをさらに感じていました。だから人間関係においていつも壁を作って...自分で抱え込んでしまう辛さを感じながら生きてきました」（10代・男性）、「契約を結んでいた会社から、教会員であることを理由に契約解除を受けた」（50代・男性）、「知的障害者でも一般就労でスーパーで働いている娘が、『祝福2世と障害者は

いない』から急に辞めて欲しいと言われました。毎日のように泣きながら帰って来るようになりました」（50代・女性、資料28の2）、「妻は信仰を知られ、事務仕事だったのに現場の掃除の仕事などばかりやらされ、具体的にいじめられ、仕事を辞めさせようとされている。精神的にやられ、心療内科に通うようになって、震えが出て、朝、しばしば起きられなくなる時があります」（50代・男性）、アルバイトをしていたパン屋から「宗教をやっている人は困る」と言われ、辞めさせられた（60代・女性）等々の被害報告がある。

さらに、個別被害の聴取報告によれば、「墓参り後に実家を訪れた際、信仰を理由に兄から2階から1階まで突き落とされた。後頭部（出血あり）、尾骶骨を強打した。妹も殴打を受け、両名とも強い身体的被害を受けた。」（資料28の18）、「解散命令後、家庭内暴力を受けていたこともある夫からの離婚要求が一層激化した。」

（資料28の2）、「親族から『金輪際、あなたとは一切付き合わない』と言い渡された」（資料28の24）、「解散命令決定を契機に、糸魚川市において家庭連合信者が参加していた清掃ボランティア活動が問題視され、市議会では信者のボランティア活動の排除を促す趣旨の発言がなされた。」（資料28の19）、「家庭連合信徒による子ども食堂への寄付（バザー収益による善意の活動）は当初受領されたが、高裁決定後の理事会で受領拒否が決定され返還された。善意の寄付が否定され、汚いお金のように扱われたことで強い精神的ショックを受けた。」（資料28の20）などの人権侵害事例が確認されている。

上記の通り、信者らは周囲全てから迫害・差別・排除を受け、完全に四面楚歌の村八分状態に置かれている。しかし、信者らがその

苦しみを相談し慰めてくれる牧会者や信仰の友のいる教会はもう存在しないのであり、信者らが抱える孤独と絶望は言葉で言い表すことはできない。

エ 子供世代への悪影響

原決定の悪影響は信者家庭の子供世代にまで及び、幼い子供達の心に与えた傷は長くトラウマとして残る可能性があり非常に深刻である。

上記アンケートの回答（資料 26：4 頁～5 頁）では、「解散命令当日、中・高校生が教会でイベントをしている最中に、清算人が入ってきて突然追い出されてしまいました。『黒い服の人がきて、黒い服の人がきて…』と何回も話しており、そうとう驚き、ショックを受け、怖い思いをしたと思います。思春期の子にこんなひどい体験をさせたことを許せません」（50代・女性）、「（解散の日）娘が寝ると夜うなされたり、涙を流していました。教会の前を通る際、『きょうかい？』と聞かれて『違うよ』と答えると黙ってしまいました。その姿を見て、とても辛いです」（30代・女性）、「教会に入れなくなったことで、開催場所が変更となったことを知った10歳の息子は、悔しさから大泣きしました。大切に大好きな居場所を奪われるという心の傷を負うことになりました」（40代・男性）、「娘は職員で、3人の子供の母でもあります。一番下の子供がまだ1歳の赤ちゃんで、今までは教会で保育をして貰って仕事をしていましたが、解雇になり仕事をみつけなければならない状況に追い込まれました。もう3月で幼稚園の空きがあるかも不明です。生活の死活問題になってます。」（60代・女性）という報告が上がっている。さらに、個別被害の聴取報告によれば、「決定の当日、高校3年生の信徒が、判決の結果を受けて強い衝撃を受け、長時間

にわたり泣き続けていたことも確認されている。」「決定後、園部氏の3人の子どもはいずれも、教会に行きたい旨を訴え、涙を流す様子が見られた。特に、末子（当時3歳）は、決定から1か月以上が経過した現在においても、週末になると繰り返し「教会がいい」「教会に行きたい」「〇〇に会いたい」などと訴えている。これに対し、教会に行くことができない旨を伝えると、涙を流すこともあった。」（資料28の4）、「私たちの家庭の一男三女の子供のうち、二女と三女が福岡家庭教会の青年向け女性寮に入っていたが、高裁決定当日の3月4日に直ちに退去させられた。一日も猶予を与えない清算人側の対応に、私たちは“犯罪者扱い”されていると感じた。・・・娘二人ともう一人の女性信徒の荷物を自宅まで運んだ。その女性信徒は、実家が遠方のため親が迎えに来られず、さらに住むところがないので西尾氏の自宅に1か月くらい滞在せざるを得なかった。」（資料28の5）、「2026年2月、●●氏の家庭に3世が誕生した。解散命令が出た3月4日、●●氏は自分の「X」アカウントで赤ちゃん誕生を報告し、「この子が生きていく未来はどうなっていくんだろう。家庭連合がどうなったとしてもこの子には真の愛や家庭の大切さ、為に生きることなど家庭連合の教えを受け継いでいきたい」と投稿した。それに対し、信徒と見られる方々から祝福のメッセージが多く寄せられる一方で、「解散命令で救われる命ですね」「可哀想??もう生まれた時から地獄やん」「愛の無い元に生まれた犠牲者、かわいそうに」「お願いだから小さいうちからカルトに染めないであげて下さい」といった心無い書き込みもあった。（誹謗中傷されるため）それ以降、「X」には投稿していない。大人は、お互いにコミュニケーション取ったりしながら何とか頑張ることができる。問題は、2世・3世の子供たちだ。信仰的な教育を

する場所を確保するのがいっそう難しくなるだろうし、家庭連合の子供だと分かったら、学校などでいじめを受けるかもしれない。子供の将来への不安が、今はすごく大きい。」(資料28の12)、「3月4日以前は、●●氏は、ほぼ毎日高崎教会に通い、9時30分から17時まで、教会に通う信徒に支えられながら、2人のこどもをみてもらっていた。・・・3月4日以降生活は●●氏の生活は一変した。3月5日から教会に入れなくなり、2歳の子どもが「教会！教会！」「～ちゃんに会えない」と訴えて泣くなど、強い喪失感を示した。また、●●氏が関わっていた中高生の子どもから、「友達が統一教会は××(否定的な言説)と話してきた」という話も聞いた。本人は複雑な思いになったという。また、教会に行けないといっただ泣きながら話す中高生もいた。」(資料28の17)などの心の痛む事例が確認されている。

子供達が受けている上記心の傷は、原決定が下った今現在だけで終わり、時間の経過とともに癒えるというものではない。今後、彼らが成長する当たって、祝福子女としての自らの出自や自身の信仰を隠し、周囲の目線に内心ビクビクしながら生きて行かなければならないのである。そして、一度、出自や信仰が友人、知人、学校、職場の他人に知れた場合、子供達が周囲から受けることになる迫害・差別・排除は、未だ信仰の確立していない彼らにとっては耐えがたいものとなるはずである。

3 解散命令により抗告人及び信者らが被る甚大な人権侵害被害を上回る守るべき利益が存在するのか(原決定が抱える重大な矛盾)

(1) 「やむにやまれぬ(重大な)公益」は存在しない

上記2の通り、解散命令により抗告人及び信者らが被る信教の自由等の人権制約・侵害は甚大であるが、優越的人権である信教の自由に

対する制約が正当化されるためには、規制目的として「やむにやまれぬ（重大な）公益」（compelling public interest）の存在が必要である（特別抗告理由書「第4」：21頁～23頁）。平成8年最高裁決定が、無差別大量殺人テロ事件発生により世情騒然とする中、国民の生命・身体の安全を守るという「やむにやまれぬ（重大な）公益」を理由にオウム真理教に対する解散命令を正当化したものであることについては、原審抗告人主張書面(6)「第2」23頁～25頁（資料2の2）で述べた。

この点、原決定（158頁）は、上記要件の存否について正面から答えず、本件で侵害された利益が「私益」か「公益」かという点について、

個々の侵害された利益自体は「私益」であるとしても、上記アで説示した抗告人の信者らによる組織的かつ悪質な不相当献金等勧誘行為等により、多人数の対象者に極めて多額に上る財産上の損害及び多大な精神的苦痛が発生したことや、これらの損害の発生は、対象者のみならず、その家族・親族にも影響を及ぼし得るものであることに鑑みれば、一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持するという**公共の利益**が損なわれたものとみるべきであ（る）

とした。一般市民と無縁な**部分社会内の紛争**に過ぎぬ献金トラブルは公益とは無関係であり、そもそも抗告人によって社会秩序が乱されているという社会的事実がなく（乙C143「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」、乙F110の1「報告書（消費者庁把握トラブルに関する他の宗教団体との比較）」、乙C43「消費者法ニュース2022年7月号（山口広弁護士投稿記事）」）、上記はおおよそ説得力に欠けるものではあるが（特別抗告理由書22頁～23頁）、

百歩譲って上記利益が公益であると言い得たとしても、「やむにやまれぬ（重大な）公益」であるとは到底言えない。献金被害は経済的自由の問題であり、本件利益衡量の対抗利益である原告人の法人格取得権及び宗教活動の自由並びに現役信者及び職員・家族の信教の自由、生存権、教育を受ける権利とは質的・価値的に比較にならない。量的に見ても、10万人を超える現役信者らの人権（主に精神的自由）を上回るような「やむにやまれぬ重大な経済的利益」が存在するはずがない。そもそも、元信者らは、信仰当時に献金を行い（財産処分 of 自由）、信仰を失うまでは被害認識がなく、後に大半が被害回復済みであって、「やむにやまれぬ」と評するには程遠い利益である。本件においては、解散命令がもたらす原告人及び信者らの人権被害の不利益を上回る公益は存在しない（前記第1の2(3)参照）。

(2) 誰のための解散命令なのか

ア 本件利益衡量の両天秤に乗る利益の享有主体は誰なのか

原決定（165頁）は、「原告人の解散を命ずる必要性があるといえるのは、既に発生した被害の回復を図るためではなく、原告人の信者らが今後再び不相当献金勧誘行為を行うことを防止するためである。」という。そして、原決定（149頁～152頁）の論旨によれば、現在及び将来の被害者は原告人の教祖及び幹部から無理な献金を強いられる現役信者らであるということになるが、そうすると、本件で利益衡量の両天秤に乗る対抗利益の享有主体が同一ということ（原決定は法人格取得権を認めていないので、原告人及び現役信者らの宗教活動等に与える事実上の不利益が対抗利益である）になり、これは明らかな矛盾である。現役信者が被る可能性のある経済的利益侵害を防ぐために、原告人を解散させ、全現役信者から儀式・礼拝・祈祷の場も説教・指導を行う牧会者も総て取り上

げ、解雇によって職員・家族の生活を破壊し、全現役信者・職員・家族の信教の自由、生存権、教育を受ける権利を犠牲にするというのは、矛盾も甚だしい。過去のオウム真理教事件及び明覚寺事件では、宗教法人解散命令によって守ろうとした被害者は教団の外にいる一般市民であったことを銘記すべきである。

イ マインド・コントロール論の罨

このようなおかしい論理が出てくる根本的な原因は、原審が「マインド・コントロール論」の罨にはまってしまったことにある。「マインド・コントロール論」というのは、1970年代に反カルト活動家が自らの犯罪的ディプログラミング活動を正当化するために作り出したものであるが、欧米では科学的実証的研究が行われ、1990年に出された「アメリカ合衆国対フィッシュマン」判決において同理論は否定され、その後、欧州人権裁判所でも2010年「ロシア対エホバの証人」判決でも同理論は否定されており、今日では、宗教社会学、宗教心理学及び裁判において全く見向きもされない似非科学とみなされている言説である（一審主張書面(6)9頁～12頁、一審主張書面(8)12頁～14頁、乙C31の2、3、乙C19、乙C76、乙D26の1、2、資料24の2：14頁）。

宗教学者島田裕巳は、マインド・コントロールについて次のように言う（乙C76「宗教とマインド・コントロール」127頁～129頁）。

マインド・コントロールの疑いがかけられるのは、社会的に問題があるとされている教団であり、そういった非難を浴びせるのは、教団からの脱会者や脱会工作に従事している人間たちだからである。彼らはマインド・コントロールの事実によって、その教団を批判しているのではなく、教団に対する批判を広く

社会に対し受け入れさせるためにマインド・コントロールが行われていると告発しているのである。(中略)

破壊的カルトとして批判されている宗教教団であっても、信者を入信させるために行っている研修会などのプログラムは基本的に単純である。教団の教師や先輩の信者が行う教義の講義が中心で、途中で歌や祈りがはさまれる。教える側は熱心であり、それが勧誘の対象となる人間に伝わることはあるが、それ以外に特殊な方法が用いられるわけではない。(中略)

マインド・コントロールということばは、結局のところ、きわめて便宜的に使われていると考えざるを得ない。マインド・コントロールの方法も効力もあいまいなうえ、多くは特定の教団を批判するための道具として使われる傾向がある。

また、抗告人に対して批判的立場をとる宗教学者櫻井義秀ですら、マインド・コントロール論を否定しているのである(乙C75「オウム真理教現象の記述をめぐる一考察—マインド・コントロール言説の批判的検討—」)。そして、英国の社会学者アイリーン・バーカー博士は、統一教会内部に密着調査した結果をまとめた研究論文『ムーニーの成り立ち：洗脳か選択か?』において、「統一教会のセンターを訪問した人の数までさかのぼって計算を始めれば、多めに見積もっても、2年後に統一運動に加入しているものは0.005%に満たないであろう。・・・統一教会のテクニックによって誰もが洗脳されるというのは、間違いなのである。」(乙C31の3:163頁)と断じている。そもそも、人の心理、信仰、思想を操作するとされる洗脳やマインド・コントロールなどの手法は存在しない(乙C31の2、乙C74～乙C76、乙D26の1、2)。近年(2020年)においても、米国国際宗教自由委員会(USCIRF)

が、反カルト・イデオロギーを「『洗脳』や『マインドコントロール』のような疑似科学的概念に影響されている」として批判しているところである(乙D26の1、2)。

翻って日本国内の裁判例を見ても、マインド・コントロールによって正常な判断能力が奪われるという考えは、オウム真理教信者の刑事事件である東京地判平成9年5月28日(判例タイムズ971号274頁「宗教団体によるいわゆるマインド・コントロール下にあったとして責任能力又は期待可能性の不存在をいう主張を排斥」)を皮切りに否定され続けてきた。抗告人関連事件で言えば、名古屋地判平成10年3月26日(乙B9の2)、岡山地判平成11年4月26日(乙B9の4)、神戸地判平成13年4月10日(乙B9の3)において、マインド・コントロール論は悉く否定されている。例えば、上記名古屋地裁判決では、「原告らの主張するいわゆるマインド・コントロールは、それ自体多義的であるほか、一定の行為の積み重ねにより一定の思想を植え付けることをいうととらえたとしても、原告らが主張するような効果があるとは認められない」として、マインド・コントロールによって正常な判断能力が奪われるという主張を退けている。また、上記神戸地裁判決は、「(原告らが)信仰に至る過程において、被告あるいは被告の教義の内容及び入信後の信者の生活や活動についての情報が不足していたとは認められず、外部との接触も遮断されておらず、被告あるいはその信者による原告らに対する勧誘、教化行為が詐欺的、洗脳的であるとは言えず、原告らは自己の主体的自律的判断において信仰を持つに至ったものであり、被告や信者らの勧誘、教化方法は違法とはいえない」として、やはりマインド・コントロールの主張を退けている。

ところが、この問題につき無知なる日本のメディアにおいては、

未だにマインド・コントロール論がまことしやかに語られ、「統一教会信者は自分がマインド・コントロールにより被害を受けていることに気づいていない潜在的被害者である」とする言説が流布されてきたのである。前出の宗教学者島田が、「マインド・コントロールの疑いがかけられるのは、社会的に問題があるとされている教団であり、そういった非難を浴びせるのは、教団からの脱会者や脱会工作に従事している人間たちだからである。彼らはマインド・コントロールの事実によって、その教団を批判しているのではなく、教団に対する批判を広く社会に対し受け入れさせるためにマインド・コントロールが行われていると告発しているのである。」（乙C76：127頁）と平成6年当時既に指摘していたように、上記言説は抗告人敵対勢力が社会に対して仕掛けてきた罠なのである。ところが、残念なことに、原審も一審と同様にその罠に嵌まってしまった。特別抗告主張書面(1)「第1」で指摘した通り、原決定は、文科省＝全国霊感商法対策弁護士連絡会の主張を鵜呑みにし、抗告人の教義を殊更悪意に解釈することで、抗告人の幹部をはじめ信者らが同教義によって心理的拘束を受けたマインド・コントロール下の奴隷であるかのように描き、数々の悪意の推認に基づく認定を行った。例えば、原決定（156頁～157頁）は、「対象者の自由な意思を抑圧し、抗告人の教義に基づく活動をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、さらには、抗告人の教義から離脱することを困難な状態に陥らせた上で、対象者に対し、抗告人の教義に基づく活動として、抗告人への献金等行為を勧誘したり、他の者に対する無償かつ過酷な物品の営業・販売活動や伝道教化活動に従事するよう求めたりする（不相当伝道教化勧誘等行為）というものであって（上記第2の2（1）ア）、極めて悪質である。」

というが、これはマインド・コントロール論そのものである。しかし、本件で証人尋問を実施した合計7名の元信者及び現役信者の証言を見れば、誰一人として、マインド・コントロールにより自由意思を抑圧され、適切な判断をすることが困難な状態に陥っている（た）者などいないのは明らかであり、原審も本音では分かったはずである。事実、原決定（120頁～121頁）は、マインド・コントロールにより自由意思を抑圧されて献金被害を受けたとされる元信者2名の証言（反対尋問で完全に崩されたため）を解散命令の根拠として採用しなかった。にもかかわらず、原審は、これら眼前で取り調べた元信者・現役信者は殊更に見え、全く顔の見えない潜在的被害者の存在を強引に推測したのである。原決定は、「現役信者はマインド・コントロールを受けていて自分が被害者であると自覚していないだけ」であるかのように想定し、現役信者が現在及び将来の被害者であると決めつけるが、本件利益衡量上の対抗利益の享有主体が同じ現役信者であるという矛盾に気づいていなかったかどうかは定かではない。しかし、解散命令により被害を受ける現役信者らの人権に対する原決定の態度は「マインド・コントロール下にあるカルト信者に人権はない」と言わんばかりに冷淡でありながら（166頁～168頁）、同じ現役信者の潜在的被害の可能性については過大に評価して解散命令の必要性を強調している（165頁～166頁）ところを見ると、原審は矛盾に気づいていないのではないかと思料される。

マインド・コントロール論の罟を脱し、偏見という色眼鏡を外して本件を直視すれば、原決定の矛盾した論理の不合理性が見えてくるはずである。そして、「一体、誰の利益のための解散命令なのか？」という根本的な問いに向き合うべきである。現役信者の誰一

人として抗告人の解散を望んでおらず、解散命令は、潜在的被害者である（とされる）現役信者らの利益にならない。現役信者の経済的自由に対する潜在的侵害を防ぐために宗教法人の解散を命じ、全ての現役信者の精神的自由を犠牲にする、これは信者らからすれば迷惑至極な国家権力の介入である。

ウ 矩を踏えた国家権力の介入

(7) 宗教的回心及びディプログラミングと献金問題

献金被害を訴える元信者は現役信者と何がどう違うのだろうか。元信者も献金当時は信仰を有する信者であったものであり、後に信仰を失って献金の返金を求めるに至るまで、自身が被害を受けたという認識など有していなかったのである。これを、マインド・コントロール論なるもので説明すべきできないことについては、既に述べた。宗教団体における献金問題の本質は、信仰を失った元信者が過去にした献金を惜しく思い、教団に対して返金を求めるところにある。その際、「心変わりをしたので寄附を取り消す」という主張は法律上認められていないため、弁護士が介入することで、献金当時の状況及び心境を回顧的ナラティブによって不法行為に構成して損害賠償請求をして来るのである。

しかしながら、宗教的回心者の告白録などの回顧的資料は、「回心に伴う理解と意味のスペクトルによって色づけられ」「宗教的回心についての当事者本人によって報告された説明は、体験についての客観的で問題のない報告として受け取ることはできない」というのが、心理学的回心研究における確立した見解である（乙C56の2「宗教学的回心研究」230頁～233頁）。そして、宗教社会学者・弁護士であるマッシモ・イントロヴィーニエは、回心者の中でも拉致監禁・棄教強要（ディプログラミング）を受

けて背教者となった者について、

彼らは脱会屋の声で語っているため、彼らの説明は強制改宗のプロセスを理解する上では興味深く、役に立ちますが、宗教運動に関する事実情報を私たちに伝える上では信頼できず、適切でもありません。彼らの経験は、強制改宗によって修復不可能なほどに歪められているのです。

と指摘する（乙D26：9頁）。そのことが法廷で白日の下に明らかにされたのが、英国政府が英国統一教会の慈善団体の地位剥奪を求めたものの訴え取下げを余儀なくされた裁判であった（同頁、乙A37「報告書」、一審最終主張書面55頁～56頁）。同裁判では統一教会側証人として証言に立ったオックスフォード大学、ハーバード大学等の著名な学者らにより、「統一教会の教理には宗教性が認められる」、「洗脳、強要、マインド・コントロールは存在しない」、「背教者、特にディプログラミングされた者の敵対的証言は適切な証言とは見ることができない」という専門的知見に基づく反証がなされ、政府側証人であったディプログラミングを受けた背教者やディプログラマーらの証言が全く信用できないことが明らかにされたのであった。普通に宗教的回心に至った者ですら回心後の回顧的供述は信用性が乏しいとされる**ところ、ディプログラミングを受けて棄教を強制された背教者にあっては、かつて信じた宗教への憎しみをもって自身の体験事実を歪曲して語るのが常なのである**（乙C15の3）。**原告人**に関しては、思想的理由により原告人に対して組織的敵対活動を行ってきた**全国弁連**が、**拉致監禁・棄教強要**を常習とする**脱会屋・反対牧師**と緊密な連携関係（**ディプログラミング・ネットワーク**）を構築し、**棄教強要**により背教者となった原告を大量に生み出し、

これに左翼メディアが便乗することで針小棒大に騒ぎ立てられてきたという特殊な背景事情があるのである。

(イ) 宗教の本質及び宗教と国家の関係性

確かに、抗告人を巡る献金問題発生の方が拉致監禁・棄教強要に起因するわけではない。人の心は移ろい易く、様々な理由で信仰心を失う場合があり、その中には過去に行った献金を返して欲しいと考える者もいる。しかし、今現在は熱心に信仰している信者が、将来、信仰を失って被害を訴えてくる可能性は、どの宗教団体でもあり得ることであり、これは似非科学によって説明すべきものではなく、特定宗教を「カルト」呼ばわりして差別的に取り扱うことは許されない。

前出の宗教学者島田が、「たとえ、それまでの人生を否定し、仕事もやめ、財産を処分して、出家してしまったとしても、それはあくまでも個人の自由に属する問題であり、究極的には他人が介入できない事柄である」(乙C76:129頁)と言う通り、古来、信仰とはそういうものである。イエス・キリストは、「もしあなたが完全になりたいと思うなら、帰って持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい。そうすれば、天に宝を持つようになる。そして、わたしに従ってきなさい。」(『マタイによる福音書』第19章21節)と説いたが、世俗的価値観からすれば、度を越した極端な教えと映るであろう。しかし、**国家権力が、世俗的価値観をもって、教祖の教えを解釈・評価し、その教えを受け入れる信者の信仰及びこれに基づく人生の処し方の是非を論ずることは許されない。**宗教学者竹田智道は、宗教団体の教義及び組織を国家の統制下に置いた戦前の宗教団体法に替わりGHQ主導下で制定された宗教法人法の立法理念について論じた『宗教公論』(1

951年6月号) 掲載論文「宗教法人法の基本理念」で、宗教の本質及び宗教と国家の関係性につき、次のように言う(資料23:5頁)。

道徳と法律との関係を少しでも知るものは、法律が無制限に道徳の世界に侵入すべきものではなくて、法律は僅かに最大限度の不道徳に干渉し得るに過ぎないということを知っている。又何が正しい信仰であり、何が迷信であるかの区別は、どんな標準によって定めようというのか。現実の社会においては、自分の宗教は迷信ではあるがこれを信じているというものは一人もなく、ただ自己の宗教のみが正しいと信ずるが故に、それがその人の信仰となるのである。又自分の信ずる立場から他の宗教を眺めれば、どんな宗教にも多かれ少かれ迷信的要素を発見するか邪教的なものを感じないわけには行かない。科学的に納得し得ない宗教はすべて迷信であるとする立場も又一種の迷信たるを免れない。人によっては、その人なりに、正しい信仰と迷信との区別の標準を立てているものもあるが、まだ社会一般から是認せられるような客観性のある標準を見たことがない。社会の平均人の大多数によって肯定せられた標準がないとするとこれを法律に盛り込むことはできないし、又全智全能ならざる官吏にその判断を任せるとはできない。況んや、今日比較的信用があると認められている宗教団体の開祖の多くが、開教の当時は、多かれ少かれ異端、邪教と見られて国家や社会から迫害を蒙ったことがあるという事実を見れば軽々しくこの問題を取扱うべきものでないことが解るであろう。

このような宗教の本質からすれば、今現在特定の信仰を有する信

者は、信じる宗教が何であれ、如何なる意味でも当該宗教の被害者ではない。そして、日本国憲法下における宗教と国家のあるべき関係性に鑑みれば、国家が彼らに対して「潜在的な宗教被害者」という評価を下すことは許されない。現在は熱心に信仰していても、将来、信仰を失い、回顧的ナラティブを語って献金被害を訴える者が出てくる可能性があるというのは、一般論としてそのように言えるというだけのことである。「特定宗教の現役信者に関しては、その者が信仰を失って訴えて来るより前から潜在的な被害者である」と言うためには、「彼ら全員は宗教被害者であるのに、未だその被害に気づいていない」という前提が不可欠であるが、同前提は似非科学であって、信仰者に対する侮辱である。信者を騙す邪教とまともな宗教を区別することは不可能であり、国家がそのような区別を試みること自体、許されることではないのである。

エ 総括

上記述べてきたところから明らかな通り、信者の回心を契機に生じる献金問題は、宗教団体という部分社会内における頗る私的な紛争であると同時に、本来、裁判に馴染まない信仰心を巡る紛争なのである。このような信仰が絡む私的紛争に関して「社会的相当性を逸脱した」という不明瞭な理由で宗教団体の不法行為責任を認めた民事判決があるからと言って、そこに国家権力が介入し、解決済みの民事事件を何十年も昔に遡ってほじくり返し、具体的行為事実の特定がない和解・示談案件にまで触手を伸ばし、それらに宗教法人法という別の法律を新たに適用して再評価を行うことにより宗教法人を解散させるなど、立憲民主主義国家においてあってはならない。上記アで指摘した本件利益衡量の両天秤の利益享有主体が同一であ

るといふ矛盾の根源は、宗教団体という部分社会の内側で生じた私
的紛争に国家権力がその矩を躰えて介入したことにある。これこそ
が、教団外にいる一般市民の生命、身体及び財産に脅威を与えたオ
ウム真理教事件及び明覚寺事件との決定的な違い（上記ア）である
が、さらに言えば、宗教法人法 81 条 1 項 1 号の「法令に違反」に
私的紛争である民事の不法行為を含めるといふ拡大解釈をしたこと
（前記第 1 の 2 (2)）が、全ての誤りの出発点である。

以上